

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	10-4
許認可等の種類	水産動物の特別採捕許可			
根拠法令条例等・条項	長野県漁業調整規則第31条第1項			
許認可等の概要	試験研究等を目的として水産動物の採捕に関する禁止事項等の適用除外許可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>○長野県漁業調整規則 (試験研究等の適用除外) 第31条 第5条、第23条第1項、第24条第1項及び第2項、第25条、第26条、第27条第1項及び第2項並びに第28条の規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗の供給(自給を含む。)(以下本条において「試験研究等」という。)による水産動植物の採捕で、かつ、知事の許可を受けたものについては、適用しない。</p> <p>○昭和59年2月3日58園第789号農政部長「長野県漁業調整規則に基づく特別採捕許可について」</p> <p>○昭和57年5月12日57園第155号農政部長「長野県漁業調整規則に基づく特別採捕許可について」</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	14日			
期間の制定根拠	—			